

- ホーム
- 申請書のご案内
- 健康保険ガイド
- 健診・保健指導のご案内
- お役立ち情報
- よくあるご質問
- 協会けんぽについて

協会けんぽからのお知らせ News!

- 令和元年5月
- 平成31年4月
- 平成31年3月
- 平成31年2月
- 平成31年1月
- 平成30年12月
- 平成30年11月
- 平成30年10月
- 平成30年9月
- 平成30年8月
- 平成30年7月
- 平成30年6月
- 平成30年5月
- 平成30年4月

現在位置: [全国健康保険協会](#) > [お知らせ](#) > [平成31年4月](#) > 改元に伴う各種申請・納付書・帳票についてのご案内とお願い

## 改元に伴う各種申請・納付書・帳票についてのご案内とお願い

平成31年04月17日

### 改元後の各種申請について

2019年5月より元号が「令和」に改められます。

協会けんぽでは現在、新元号に対応した各種申請書の様式を作成しており、2019年5月末頃にホームページへの掲載を予定しております。

2019年5月以降も、新元号が記載されていない現行様式による届出は可能です。

2019年5月以降の期間について、現行様式により届出される場合は、「平成」を抹消し、「令和」に訂正のうえ（訂正印不要）、届出いただきますようお願い申し上げます。

### 記載例

認定対象者欄	療養を受ける方 (被保険者の場合は記入の必要がありません。)	氏名	生年月日
	療養予定期間 (申請期間)	平成 31 年 4 月 ~	<del>平成</del> 1 年 7 月

### 改元前に発行された納付書について

任意継続保険料や医療費の返納、及び情報開示手数料等にかかる納付書については、改元前に発行され、納付期限が「平成31年5月」以降で表記されている場合でも、有効な納付書として使用できます。

なお、5月分の任意継続保険料納付書は、大型連休前にご自宅に到着するよう4/25に発送いたします。通常の月よりも早く到着しますが、納付期限は通常の月と同様10日（5月10日）です。

(例)

納付期限	平成31年5月10日
------	------------

「平成」表記でもご使用いただけます。



### 有効期限が印字されている帳票について（任意継続被保険者証、限度額適用認定証）

「資格喪失予定年月日」が平成31年5月以降で表示されている任意継続被保険者証や、有効期限が平成31年5月以降で表示されている限度額適用認定証等については、差替えは行いませんので、改元後もそのまま使用していただけます。